

介護保険

令和4年度

65歳以上の介護保険料

問合先 介護保険課

■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や
□座振替）で納付している人に、
6月分までの保険料額を記載し
た介護保険料仮決定通知書を送
付しました。

今年3月に介護保険第1号被保
険者の資格を取得した人（昭和
32年3月2日～4月1日生まれ
の人、今年3月に転入した65歳以上
の人）には、令和3年度分の保険
料納入通知書なども送付しますの
で、注意してください。

■コンビニエンスストア、スマー トフォンアプリで納付できます

納付書は、コンビニエンスス
トア、スマートフォンアプリで
の納付も可能です。（納付期限
内のものに限り）納付でき
る店舗については、納付書裏面
をご覧ください。

スマートフォンアプリを利用
する場合は、アプリのダウン
ロードが必要です。詳しくは、
下記のQRコードを読み込んで
ください。



▲QRコード

【□座振替のご利用を】

毎月25日（金融機関休業日の
場合は翌営業日）に、指定の□
座から保険料を振り替えます。

■特別徴収

特別徴収（年金から差し引き）
で納付している人は、4月・6
月に2月の納付保険料額と同額
を差し引きします。8月分以降
の保険料額については、7月に
別途通知します。

新たに特別徴収が開始される
人には、特別徴収開始通知書を送
付しますので、開始月や保険
料額などを確認してください。

■令和4年度の介護保険料は

7月に決定します

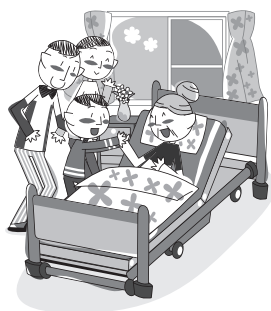
令和4年度の介護保険料は、
令和3年1月～12月までの合計
所得金額と、4月1日現在の本人
と同一世帯の人の住民税課税
状況などをもとに7月に決定
し、介護保険料額決定通知書を
65歳以上の被保険者全員に送付
します。

おむつを使用する高齢者に 市指定「ごみ袋を配布します

対象者に市指定のごみ袋を配
布します。希望する場合は申請
が必要です。

対象 要支援・要介護の介護認
定を受けている泉佐野市の被保
険者で、在宅で終日おむつを使
用している人

※生活保護受給者は対象外
申込・問合先 介護保険課



国民年金

問合先 国保年金課

令和4年度の国民年金保険料
が「月額16,590円」に
改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難
な学生に、納付を猶予します。
※過去2年分までさかのぼって
申請できます。

対象 学校教育法に規定する大
学（大学院）、短期大学、高等学校
高等専門学校、専門学校、専修学
校などに在学する20歳以上で、本
人の前年所得が一定額以下（単身
の場合12.8万円など）の学生
※いづれも夜間部・定時制・通
信教育課程含む

申請 国保年金課

審査・決定 日本年金機構

■承認を受けた期間は：

- 期間中に障害や死亡など不慮
の事態になったときに、受給資
格があれば障害基礎年金や遺族
基礎年金が支給されます。
- 年金の受給資格期間に算入さ
れます（老齢基礎年金の年金額
には反映されません）。

● 期間中の猶予された保険料は、
承認を受けた月から10年以内で
あれば追納（さかのぼって納め

ること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度か
ら起算して、3年度目以降に保
険料を追納する場合は、当時の
保険料額に経過期間に応じた加
算額が上乘せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分～来年3月分
必要なもの マイナンバーカ
ードまたは基礎年金番号が確認で
きるもの、学生証など学生であ
る証明

■前年度承認を受け、

今年度も在学中の人の申請
承認には毎年申請が必要で
すが、前年度承認を受け4月以降も
在学予定であることが確認でき
た人には、日本年金機構からハ
ガキ形式の「国民年金保険料学
生納付特例申請書」を送付して
います。引き続き在学中の場合
は、必要事項を記入し返送すれ
ば、市役所での申請は不要です。

【従来どおりの申請が必要な人】

- 在学中の学校などが変わった
 - 前年中は一定額以上の所得が
あったが、今はない
 - 申請書が届かなかった
- ※詳しくは問い合わせてください。

